

単位認定について

- 日本福祉大学では、卒業にあたり124単位以上(各学部より詳細条件あり)を修得する必要がありますが、従前の大学・短大・専門学校等で修得した単位を本学の学部で修得したものとして認定を受けることができます。認定には所定の申請書の提出が必要です。
- 各種資格の取得を希望する方は、下の「編転入学後の資格取得について」をご覧ください。

単位認定のしくみ

- 下記の上限を超えて資格に関する卒業単位に算入しない科目の認定が可能です。
- 「包括認定」とは、編入学または転入学したことにより、一括して認定される単位のことです。卒業条件の単位区分においては、総合基礎科目に属します。

	学部／学科	認定上限	認定単位の内訳
3年次	社会福祉学部	60単位 (福祉工学科を除く)	総合基礎科目の包括認定 (上限60単位) + 総合基礎科目・専門基礎科目・専門科目の 科目別認定(上限60単位)
	健康科学部 福祉工学科※		
	経済学部		
	国際学部※1		
2年次	社会福祉学部	48単位	総合基礎科目の包括認定 (各学部の認定上限まで) + 総合基礎科目・専門基礎科目・専門科目の 科目別認定(各学部の認定上限まで)
	教育・心理学部 心理学科		
	スポーツ科学部 スポーツ科学科		
	健康科学部 福祉工学科		

※健康科学部福祉工学科の単位認定上限および内訳については半田事務室(電話0569-20-0111)にお問い合わせください。

科目別認定について

- 対象科目は、入学する学部の開講科目と同一科目(単位)、または内容に類似性が認められる科目に限られます。科目別認定は入学時に申請を行います。その際、内容に類似性があると判断できるような講義資料(従前の大学・短大・専門学校のシラバス)が別途必要になります。

編転入学後の資格取得について

資格取得条件

*下記資格にかかわる法令の変更により、資格取得条件が変わる場合があります。

I 社会福祉士国家試験受験資格 社会福祉学部

- ①本学在学期間中に、厚生労働省指定科目をすべて修得する必要があります。
- ②厚生労働省指定科目のうち、「相談援助実習」および「相談援助実習指導」「相談援助演習」に該当する科目を履修するためには、入学後の履修要件を満たす必要があります。
- ③すでに、他の教育機関で厚生労働省指定科目の単位を修得されている方は、入学時に、既修得単位として申請することが可能です。
- ④社会福祉学部における配属実習を伴う資格の併修はできません。
- ⑤「相談援助実習」に該当する実習は、4週間集中して実施します。

II 一級建築士・二級建築士・木造建築士国家試験受験資格 健康科学部 福祉工学科 建築バリアフリー専修

- ①一級建築士・二級建築士・木造建築士受験資格を取得するためには、本学規程に基づき、所定科目の単位を修得する必要があります。
- ②建築士免許の登録には、卒業後、資格関連科目の取得単位数に応じた実務経験年数が必要です。

III 精神保健福祉士国家試験受験資格 社会福祉学部 社会福祉学科 医療専修・人間福祉専修 2年次

- ①本学在学期間中に、厚生労働省指定科目をすべて修得する必要があります。
- ②厚生労働省指定科目のうち、「精神保健福祉援助実習指導Ⅰ・Ⅱ」および「精神保健福祉援助実習Ⅰ・Ⅱ」、「精神保健福祉援助実習」を履修するためには、入学後に行われる「選考試験」に合格する必要があります。

一般編転入学試験

前期
日程

後期
日程

単位認定について

3年次編転入学者

	資格名	取得できる学部、学科／専修							
		社会福祉学部				健康科学部		経済学部	国際学部*
		社会福祉学科				福祉工学科			
		行政専修	子ども専修	医療専修	人間福祉専修	情報工学専修	建築バリアフリー専修		
所定科目の修得が 必要な資格	社会福祉士 国家試験受験資格士	○※	○※	○※	○※	×	×	×	×
	一級建築士・二級建築士・ 木造建築士国家試験受験資格	×	×	×	×	×	○※	×	×

○:取得可能 ×:取得不可

※資格取得に際して選考等の制限が入る場合があります。

※従前大学の単位取得状況によっては、2年間で社会福祉士国家試験受験資格、一級建築士の取得を保証するものではありません。

※履修登録単位上限により、履修状況によっては2年間で社会福祉士国家試験受験資格、一級建築士の取得を保証するものではありません。

*仮称、2024年4月名称変更構想中。

2年次編転入学者

	資格名	取得できる学部、学科／専修							
		社会福祉学部				健康科学部		教育・ 心理学部	スポーツ 科学部
		社会福祉学科				福祉工学科		心理学科	スポーツ 科学科
		行政専修	子ども専修	医療専修	人間福祉専修	情報工学専修	建築 バリアフリー 専修		
所定科目の修得が 必要な資格	社会福祉士 国家試験受験資格	○※ ¹	○※ ¹	○※ ¹	○※ ¹	×	×	×	×
	精神保健福祉士 国家試験受験資格	×	×	○※ ³	○※ ³	×	×	×	×
	一級建築士・二級建築士・ 木造建築士国家試験受験資格	×	×	×	×	×	○	×	×
	スクールソーシャルワーカー教育課程	×	○※ ⁵	×	×	×	×	×	×
	認定心理士	×	×	×	×	×	×	○※ ⁴	×
	初級バラスports指導員	○※ ²	○※ ²	○※ ²	○※ ²	×	×	○※ ²	○
	中級バラスports指導員	×	×	×	×	×	×	×	○※ ⁶
	レクリエーションインストラクター・ キャンプインストラクター	×	×	×	×	×	×	×	○※ ⁶
	健康運動実践指導者・健康運動指導士・ スポーツプログラマー・アシスタントマネジャー・ 日本スポーツ協会共通科目Ⅲ	×	×	×	×	×	×	×	○※ ⁷

○:取得可能 ×:取得不可

※1 資格取得に際して選考等の制限が入る場合があります。従前大学などの単位取得状況によっては、3年間で社会福祉士国家試験受験資格の取得を保証するものではありません。

※2 指定科目の履修にあたり人数制限があります。

※3 資格取得に際して選考があります。従前大学などの単位取得状況によっては、3年間で精神保健福祉士国家試験受験資格の取得を保証するものではありません。

※4 資格取得対応科目を本学科で修得(編転入前に修得した単位の科目別認定は不可)し、申請することを前提とします。

※5 資格取得に際して選考等の制限が入る場合があります。スクールソーシャルワーカー教育課程認定は社会福祉士に合格しなければなりません。この教育課程単一での取得はできません。

※6 資格対応科目を本学科で修得し、申請することを前提とします。

※7 資格対応科目を本学科で修得し、認定団体を実施する試験に合格することを前提とします。